

監査告示第9号

令和元年11月22日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	仮	屋	秀一
同	菌	田	裕之

令和元年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象団体

(1) 公益財団法人鹿児島市公園公社

所在地 鹿児島市山下町15番1号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 平川動物公園（所管課：観光振興課）

委託費の額 614,831,976円（30年度決算額）

(2) 鹿児島県造園事業協同組合・大福コンサルタント株式会社・株式会社フタバ共同企業体

所在地 鹿児島市吉野町6084番地1

区分 公の施設の指定管理者

施設名 上町ふれあい広場・上町の杜公園（所管課：市街地まちづくり推進課）

委託費の額 36,331,200円（30年度決算額）

(3) 特定非営利活動法人鹿児島市ソフトテニス連盟

所在地 鹿児島市西陵三丁目11番6号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 東開庭球場（所管課：スポーツ課）

委託費の額 10,299,960円（30年度決算額）

(4) 株式会社スイムシティ鹿児島

所在地 鹿児島市鴨池新町1番1号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鴨池公園水泳プール（所管課：スポーツ課）

委託費の額 161,312,108円（30年度決算額）

2 監査の期間

令和元年9月5日から同年11月22日まで

3 監査の着眼点

平成30年度事務に関して、公の施設の指定管理者について、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

4 監査の方法

本監査は、本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

(1) 公益財団法人鹿児島市公園公社

公の施設の指定管理については、業務は設置目的に沿って行われていた。

なお、施設の利用者については、次のとおりである。

【利用状況】

(単位:人)

区分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	前年度比較 (B)－(A)
平川動物公園	550,927	560,654	558,743	△ 1,911

(2) 鹿児島県造園事業協同組合・大福コンサルタント株式会社・株式会社フタバ共同企業体

公の施設の指定管理については、業務は設置目的に沿って行われていたが、使用料の収納業務において、事務処理上、不適切な点がみられ、また、指定管理者の自主提案事業に係る施設の使用に関し、指定管理者の事務処理に不備があった。

なお、施設の利用者については、次のとおりである。

【利用状況】

(単位：人)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	前年度比較 (B)－(A)
上町ふれあい広 場(※注1)	80,247	101,197	138,253	37,056

※注1 平成28年10月21日供用開始

[意見]

- ・ 利用者アンケート調査の結果については、指定管理者と所管課とで情報共有し、改善すべき点があれば、双方連携しながら、適宜対応するなど、今後とも施設の適切な管理運営に努められたい。
- ・ 指定期間満了による新たな指定に向けて、施設の設置目的や特性、利用状況及び収支状況を踏まえ、利用料金制の採用の可否についても検討されたい。

(3) 特定非営利活動法人鹿児島市ソフトテニス連盟

公の施設の指定管理については、業務は設置目的に沿って適正に行われていた。

なお、施設の利用者については、次のとおりである。

【利用状況】

(単位：人)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	前年度比較 (B)－(A)
東開庭球場(※注1)	132,570	111,272	10,211	△ 101,061

※注1 改修工事のため休場 平成30年4月1日～8月31日 一部(12面)、平成30年9月1日～平成31年3月31日 全部(16面)

(4) 株式会社スイムシティ鹿児島

公の施設の指定管理については、業務は設置目的に沿って行われていたが、指定管理者の自主提案事業に係る施設の使用に関し、指定管理者の事務処理に不備があった。

なお、施設の利用者については、次のとおりである。

【利用状況】

(単位：人)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	前年度比較 (B)－(A)
鴨池公園水泳プール	180,004	199,809	198,553	△ 1,256